

建物の被害認定に異議がある場合、 口頭で再調査の申請ができます

市内での住家等の被害認定作業が進んでいます。まず、下表をごらんください。下表は8月1日午後5時現在のものです。前号でお知らせしましたものと数値が大きく変わっています。

住家の「全壊」は10棟から13棟に、「半壊」は25棟から41棟に増えました。最も増えたのは「一部損壊」の数値です。924棟から一気に1967棟になりました。

吉川区内では、「半壊」が10棟から12棟に、「一部損壊」は前回の倍以上の431棟に増えました。この結果、吉川区内の住家の被災世帯は全世帯の3割にもなりました。

吉川区総合事務所では被害認定の終わったところから認定結果を文書で通知

してはいますが、「なんでわが家が一部損壊なのか」「外回りしか見ないで認定されたのでは納得がいかない」などの声もあがっています。

認定結果について、こうした疑問をお持ちの方々のために、再調査の道も開かれています。このことは、3日付けで上越市が発行した「市民のみなさまへのお知らせNO2」にも書かれています。遠慮なく、再調査の申請をしましょう。市役所の資産税課に確認したところ、この再調査の申請は口頭でもいいそうです。また電話でも受け付けるとのことです。

電話は総合事務所市民生活グループ(548)2311、または市役所資産税課(526)5111(内線1818)まで。

柏崎市や刈羽村では住家も土蔵も災害ごみの運搬、 処分経費は自治体負担が基本。上越市も検討すべき

ほんの少しの量だったら、自力で何とかできるが、大量のごみにはまいった。市で何とかしてもらえないか……住家、土蔵などが大きく壊れた人たちからこうした声が出ています。

3年前の中越地震での経験を今回の震災対策でも活かして対応している柏崎市や刈羽村ではどうしているか、調べてみました。

柏崎市では、一部損壊を含め、被害の

出た建物の解体費用は自己負担ですが、収集運搬・処分費用は市が負担(ただし、限度額あり)しています。刈羽村では、全・半壊した住家・作業所・土蔵・車庫などの解体・整地費用は自己負担、運搬・処分は全額村負担となっています。

私は、「こうした他自治体の先進事例に学び、上越市でも検討を」と、市災害対策本部に申し入れました。

	被災世帯数 世帯	住家				非住家			
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
合併前上越市	89				89	5	1	68	
安塚区	16				16	1		6	
浦川原区	92	1		1	90		2	44	
大島区	36				36			4	
牧区	55			2	53			4	
柿崎区	886	8		24	860	132	8	287	
大潟区	39				39		2	37	
頸城区	117	1			116	39	4	84	
吉川区	443	2		12	431	91	11	215	
中郷区	0								
板倉区	1				1			1	
清里区	1				1			1	
三和区	223	1	1	2	219	36	8	116	
名立区	16				16			7	
合計	2014	13	1	41	1967	304	27	874	



オカトラノオとチョウ。坪野で



NO 1306
2007.8.5

発行・編集 日本共産党上越市議 橋爪法一
TEL 548-3628 (有線) 4867
E-mail hasiznyg@ruby.ocn.ne.jp
URL http://www1.ocn.ne.jp/~hose/